

【届出_根拠規範】13_東京都新宿区_1_6 (新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年3月31日規則第60号))

○新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

平成18年3月31日

規則第60号

改正 平成18年9月29日規則第115号

平成19年1月31日規則第5号

平成19年3月15日規則第12号

平成19年3月30日規則第74号

平成19年7月12日規則第93号

平成19年9月28日規則第113号

平成20年6月13日規則第88号

平成20年10月10日規則第123号

平成21年1月30日規則第4号

平成21年3月24日規則第8号

平成21年5月29日規則第63号

平成22年3月15日規則第14号

平成23年9月30日規則第68号

平成24年3月30日規則第62号

平成25年3月29日規則第32号

(題名改称)

平成25年3月29日規則第35号

平成26年3月31日規則第25号

平成26年9月1日規則第49号

平成27年3月31日規則第32号

平成27年12月28日規則第105号

平成28年3月31日規則第39号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 介護給付費の支給等(第3条—第12条の6)

第3章 育成医療及び更生医療に係る自立支援医療費の支給(第13条—第19条)

第4章 補装具費の支給(第20条—第30条)

第5章 高額障害福祉サービス等給付費の支給(第30条の2・第30条の3)

第6章 地域生活支援事業(第31条—第39条)

第7章 雑則(第40条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平25規則32・一部改正)

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第2章 介護給付費の支給等

(平24規則62・改称)

(介護給付費の支給決定の申請書等)

第3条 省令第7条第1項に規定する申請書及び省令第34条の31第1項に規定する申請書は、新宿区介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(第1号様式)とする。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(調査の嘱託)

第4条 法第20条第6項(法第51条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による他の市町村への嘱託は、嘱託書(第2号様式)により行うものとする。

(平24規則62・一部改正)

(障害支援区分の認定の通知)

第4条の2 区長は、法第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を行ったときは、当該認定を受けた障害者又は障害児の保護者に新宿区障害支援区分認定通知書(第3号様式)を交付する。

(平24規則62・追加、平26規則25・一部改正)

(介護給付費の支給決定の通知等)

第5条 区長は、法第22条第1項の規定により介護給付費等を支給する旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた障害者又は障害児の保護者に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書(第4号様式)及び障害福祉サービス受給者証(第5号様式)又は療養介護医療受給者証(第6号様式)を交付する。

2 区長は、法第22条第1項の規定により介護給付費等を支給しない旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた障害者又は障害児の保護者に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等不支給決定通知書(第7号様式)を交付する。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(地域相談支援給付費の支給決定の通知等)

第5条の2 区長は、法第51条の7第1項の規定により地域相談支援給付費を支給する旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた障害者に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書及び地域相談支援受給者証(第7号の2様式)を交付する。

2 区長は、法第51条の7第1項の規定により地域相談支援給付費を支給しない旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた障害者に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等不支給決定通知書を交付する。

(平24規則62・追加)

(サービス等利用計画案の提出の求め)

第5条の3 省令第12条の3の規定による通知及び省令第34条の37の規定による通知は、サービス等利用計画案提出依頼書(第7号の3様式)により行うものとする。

(平24規則62・追加)

(指定特定相談支援事業者の届出)

第5条の4 前条の通知を受けた障害者又は障害児の保護者は、サービス等利用計画案(法第5条第20項に規定するサービス等利用計画案をいう。)を新宿区(以下「区」という。)に提出するときは、当該サービス等利用計画案を作成した指定特定相談支援事業者(法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)について、新宿区計画相談支援依頼(変更)届出書(第7号の4様式)により区長に届け出るものとする。

(平24規則62・追加、平26規則25・一部改正)

(介護給付費の支給決定の変更の申請書等)

第6条 省令第17条に規定する申請書及び省令第34条の44に規定する申請書は、新宿区介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費等支給決定変更申請

書兼利用者負担額減額・免除決定変更申請書(第8号様式)とする。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(障害支援区分の変更の認定の通知)

第6条の2 区長は、法第24条第4項の規定により障害支援区分の変更の認定を行ったときは、当該変更の認定を受けた支給決定障害者等に新宿区障害支援区分変更認定通知書(第8号の2様式)を交付する。

(平24規則62・追加、平26規則25・一部改正)

(介護給付費の支給決定の変更の決定の通知等)

第7条 区長は、法第24条第2項の規定により支給決定の内容を変更する必要があると認め、当該支給決定の変更の決定を行ったときは、当該支給決定の変更の決定を受けた支給決定障害者等に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定変更決定通知書(第9号様式)を交付する。

2 区長は、法第24条第2項の規定により支給決定の内容を変更する必要があると認め、当該支給決定の変更の決定を行わなかったときは、当該支給決定の変更の申請を行った支給決定障害者等に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除決定変更申請却下通知書(第10号様式)を交付する。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定の通知等)

第7条の2 区長は、法第51条の9第2項の規定により地域相談支援給付決定の内容を変更する必要があると認め、当該地域相談支援給付決定の変更の決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定の変更の決定を受けた地域相談支援給付決定障害者に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定変更決定通知書を交付する。

2 区長は、法第51条の9第2項の規定により地域相談支援給付決定の内容を変更する必要があると認め、当該地域相談支援給付決定の変更の決定を行わなかったときは、当該地域相談支援給付決定の変更の申請を行った地域相談支援給付決定障害者に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除決定変更申請却下通知書を交付する。

(平24規則62・追加)

(申請内容の変更の届出書)

第8条 政令第15条の規定による申請内容の変更の届出は、新宿区障害福祉サービス受給者

証等記載事項変更届(第11号様式)により行うものとする。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(障害福祉サービス受給者証の再交付の申請書等)

第9条 政令第16条の規定による障害福祉サービス受給者証又は療養介護医療受給者証の再交付の申請は、新宿区障害福祉サービス受給者証等再交付申請書(第12号様式)により行うものとする。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(介護給付費の支給決定の取消しの通知等)

第10条 区長は、法第25条第1項の規定による支給決定の取消しを行ったときは、当該支給決定の取消しに係る支給決定障害者等に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定取消通知書(第13号様式)を交付する。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(地域相談支援給付費の支給決定の取消しの通知)

第10条の2 区長は、法第51条の10第1項の規定による地域相談支援給付費決定の取消しを行ったときは、当該地域相談支援給付費決定の取消しに係る地域相談支援給付費決定障害者に新宿区介護給付費・地域相談支援給付費等支給決定取消通知書を交付する。

(平24規則62・追加)

(障害支援区分の認定の証明)

第10条の3 第4条の2の規定により新宿区障害支援区分認定通知書を交付された障害者又は障害児の保護者は、区の区域外に住所を移転した場合は、当該障害者又は障害児の保護者に係る障害支援区分の認定についての証明を区長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、新宿区障害支援区分認定証明書交付申請書(第14号様式)により行うものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、新宿区障害支援区分認定証明書(第14号の2様式)を当該申請をした障害者又は障害児の保護者に交付する。

(平19規則74・追加、平24規則62・旧第10条の2繰下・一部改正、平26規則25・一部改正)

(特例介護給付費の支給の申請書等)

第11条 法第30条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る省令第31条第1項に規定する申請書及び法第35条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る省令第34条の4第1項に規定する申請書は、新宿区特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支

援給付費等支給申請書(第15号様式)とする。

- 2 前項の申請書には、当該指定障害福祉サービス等を行った指定障害福祉サービス事業者等(法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)に関する別に定める書類を添付するものとする。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(特例介護給付費の支給の通知等)

第11条の2 区長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、当該申請を行った者に対し、新宿区特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等支給(不支給)決定通知書(第16号様式)によりその旨を通知する。

(平24規則62・追加)

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額)

第11条の3 法第30条第3項の規定により定める特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、法第29条第3項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(平24規則62・追加)

(特例地域相談支援給付費の支給の申請書)

第11条の4 省令第34条の53第1項に規定する申請書は、新宿区特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等支給申請書とする。

- 2 前項の申請書には、当該指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。)に関する別に定める書類を添付するものとする。

(平24規則62・追加)

(特例地域相談支援給付費の支給の通知等)

第11条の5 区長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、当該申請を行った者に対し、新宿区特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等支給(不支給)決定通知書によりその旨を通知する。

(平24規則62・追加)

(特例地域相談支援給付費の額)

第11条の6 法第51条の15第2項の規定により定める特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(平24規則62・追加)

(介護給付費等の額の特例に係る申請等)

第12条 法第31条の規定による介護給付費等の額の特例の適用に係る申請は、新宿区介護給付費・訓練等給付費等利用者負担額災害等減額・免除申請書(第17号様式)により行うものとする。

2 区長は、支給決定障害者等について、法第31条の規定により障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めるときは、当該支給決定障害者等に新宿区介護給付費等利用者負担額災害等減額・免除認定証(第18号様式)を交付する。

3 区長は、第1項の申請があった場合において、当該申請を行った支給決定障害者等について、法第31条の規定により障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難でないとき、当該申請を行った支給決定障害者等に新宿区介護給付費等利用者負担額災害等減額・免除申請却下通知書(第19号様式)を交付する。

4 第2項の規定により新宿区介護給付費等利用者負担額災害等減額・免除認定証を交付された支給決定障害者等は、障害福祉サービスを受けようとするときは、新宿区介護給付費等利用者負担額災害等減額・免除認定証を障害福祉サービス受給者証又は療養介護医療受給者証に添えて、当該障害福祉サービスを行う者に提出するものとする。

(平18規則115・平24規則62・一部改正)

(計画相談支援給付費の支給の申請書)

第12条の2 省令第34条の54第1項に規定する申請書は、新宿区計画相談支援給付費支給申請書(第20号様式)とする。

(平18規則115・追加、平19規則74・平24規則62・一部改正)

(計画相談支援給付費の支給の通知等)

第12条の3 省令第34条の54第2項の規定による通知は、新宿区計画相談支援給付費支給(不支給)通知書(第21号様式)により行うものとする。

2 区長は、前条の申請書を提出した障害者について、法第5条第20項に規定する支給決定等を行わなかったときは、法第51条の16に規定する計画相談支援給付費を支給しない旨を新宿区計画相談支援給付費支給(不支給)通知書により、当該障害者に通知する。

(平24規則62・追加、平26規則25・一部改正)

(計画相談支援給付費の支給の取消しの通知)

第12条の4 省令第34条の55第2項の規定による通知は、新宿区計画相談支援給付費支給取消通知書(第22号様式)により行うものとする。

(平24規則62・追加)

(指定特定相談支援事業者の変更の届出)

第12条の5 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等(以下「計画相談支援対象障害者等」という。))は、同項第1号に規定する指定サービス利用支援又は同項第2号に規定する指定継続サービス利用支援を受ける指定特定相談支援事業者を変更したときは、新宿区計画相談支援依頼(変更)届出書により、区長にその旨を届け出るものとする。

(平24規則62・追加)

(モニタリング期間の変更の通知)

第12条の6 区長は、省令第6条の16に規定する期間を変更したときは、当該変更に係る計画相談支援対象障害者等に対し、新宿区モニタリング期間変更通知書(第23号様式)によりその旨を通知する。

(平24規則62・追加)

第3章 育成医療及び更生医療に係る自立支援医療費の支給

(平25規則35・章名追加)

(育成医療に係る支給認定の申請等)

第13条 法第53条第1項の規定による政令第1条の2第1号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。))に係る支給認定の申請は、新宿区自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書(新規・再認定)(第24号様式)に、次に掲げる書類(第2号に掲げる書類にあつては、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する場合に限る。)を添付して行うものとする。

- (1) 自立支援医療(育成医療)意見書(第25号様式)
- (2) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害意見書(第25号の2様式)
- (3) 個人番号に係る世帯調書(自立支援医療(育成医療))(第25号の3様式)
- (4) その他区長が別に定める書類

2 区長は、法第54条第1項の規定により育成医療に係る支給認定を行ったときは、当該育成医療に係る障害児の保護者に新宿区自立支援医療費(育成医療)支給認定通知書(第25号の4様式)及び自立支援医療受給者証(育成医療)(第25号の5様式)を交付する。

3 区長は、法第54条第1項の規定により、第1項の申請に係る障害児が、育成医療を受ける必要がなく、又は政令で定める基準に該当しないと認め、当該障害児に係る育成医療に係る支給認定を行わなかったときは、当該申請に係る障害児の保護者に新宿区自立支援医療費(育成医療)支給認定申請却下通知書(第25号の6様式)を交付する。

(平25規則35・全改、平28規則39・一部改正)

(育成医療に係る支給認定の変更の申請等)

第14条 法第56条第1項の規定による育成医療に係る支給認定の変更の申請は、新宿区自立支援医療費(育成医療)支給認定変更申請書(第25号の7様式)により行うものとする。

2 区長は、前項の申請があった場合において、法第56条第2項の規定により省令で定める事項について変更の必要があると認め、当該申請に係る育成医療に係る支給認定の変更の認定を行ったときは、当該変更の認定を受けた障害児の保護者に新宿区自立支援医療費(育成医療)支給認定変更認定通知書(第25号の8様式)を交付する。

3 前項の規定は、法第56条第2項の規定により職権により支給認定の変更の認定を行ったときに準用する。

4 区長は、第1項の申請があった場合において、法第56条第2項の規定により省令で定める事項について変更の必要がないと認め、当該申請に係る育成医療に係る支給認定の変更の認定を行わなかったときは、当該申請を行った障害児の保護者に新宿区自立支援医療費(育成医療)支給認定変更申請却下通知書(第25号の9様式)を交付する。

(平25規則35・全改)

(育成医療に係る申請内容の変更の届出)

第14条の2 政令第32条第1項の規定による育成医療に係る申請内容の変更の届出は、新宿区自立支援医療受給者証(育成医療)等記載事項変更届(第25号の10様式)により行うものとする。

(平25規則35・追加)

(育成医療に係る医療受給者証の再交付)

第14条の3 政令第33条第1項の規定による育成医療に係る医療受給者証の再交付の申請は、新宿区自立支援医療受給者証(育成医療)再交付申請書(第25号の11様式)により行うものとする。

(平25規則35・追加)

(育成医療に係る支給認定の取消し)

第14条の4 区長は、法第57条第1項の規定による育成医療に係る支給認定の取消しを行ったときは、当該支給認定の取消しに係る障害児の保護者に新宿区自立支援医療費(育成医療)支給認定取消通知書(第25号の12様式)を交付する。

(平25規則35・追加)

(更生医療に係る支給認定の申請等)

第15条 法第53条第1項の規定による政令第1条の2第2号に規定する更生医療(以下「更生医療」という。)に係る支給認定の申請は、新宿区自立支援医療(更生医療)支給認定申請書兼

利用者負担額減額・免除申請書(新規・再認定・変更)(第26号様式)に、更生医療に係る支給認定のため、区長が別に定める必要な書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、法第54条第1項の規定により更生医療に係る支給認定を行ったときは、当該更生医療に係る支給認定障害者等に新宿区自立支援医療(更生医療)支給認定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書(第27号様式)及び自立支援医療受給者証(更生医療)(第28号様式)を交付する。
- 3 区長は、法第54条第1項の規定により、第1項に規定する更生医療に係る支給認定の申請に係る障害者等が、更生医療を受ける必要がなく、又は政令で定める基準に該当しないと認め、当該障害者に係る更生医療に係る支給認定を行わなかったときは、当該更生医療に係る支給認定の申請に係る障害者等に新宿区自立支援医療(更生医療)支給認定申請却下通知書(第29号様式)を交付する。

(平18規則115・平25規則32・一部改正)

(更生医療に係る支給認定の変更の申請等)

第16条 法第56条第1項の規定による更生医療に係る支給認定の変更の申請は、新宿区自立支援医療(更生医療)支給認定申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(新規・再認定・変更)に、更生医療に係る支給認定の変更のため、区長が別に定める必要な書類を添付して行うものとする。

- 2 区長は、前項の申請があった場合において、法第56条第2項の規定により省令で定める事項について変更の必要があると認め、当該申請に係る更生医療に係る支給認定の変更の認定を行ったときは、当該変更の認定を受けた支給認定障害者等に新宿区自立支援医療(更生医療)支給認定変更認定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書(第30号様式)を交付する。
- 3 前項の規定は、法第56条第2項の規定により職権により支給認定の変更の認定を行ったときに準用する。
- 4 区長は、第1項の申請があった場合において、法第56条第2項の規定により省令で定める事項について変更の必要がないと認め、当該申請に係る更生医療に係る支給認定の変更の認定を行わなかったときは、当該申請を行った支給認定障害者等に新宿区自立支援医療(更生医療)支給認定変更申請却下通知書(第31号様式)を交付する。

(平18規則115・一部改正)

(更生医療に係る申請内容の変更の届出)

第17条 政令第32条第1項の規定による更生医療に係る申請内容の変更の届出は、新宿区自

立支援医療受給者証(更生医療)等記載事項変更届(第32号様式)により行うものとする。

(平18規則115・一部改正)

(更生医療に係る医療受給者証の再交付)

第18条 政令第33条第1項の規定による更生医療に係る医療受給者証の再交付の申請は、新宿区自立支援医療受給者証(更生医療)再交付申請書(第33号様式)により行うものとする。

(平18規則115・一部改正)

(更生医療に係る支給認定の取消し)

第19条 区長は、法第57条第1項の規定による更生医療に係る支給認定の取消しを行ったときは、当該支給認定の取消しに係る支給認定障害者等に新宿区自立支援医療(更生医療)支給認定取消通知書(第34号様式)を交付する。

(平18規則115・一部改正)

第4章 補装具費の支給

(平18規則115・追加)

(補装具費の支給の申請等)

第20条 法第76条第1項の規定による補装具費の支給の申請は、補装具費支給申請書(第35号様式)に、当該申請に係る医師の意見書又は診断書及び補装具の購入又は修理に要する費用の見積書等を添えて、区長に提出することにより行うものとする。

(平18規則115・追加)

(補装具費の支給の通知等)

第21条 区長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めたときは、当該申請を行った者に対し、補装具費支給決定通知書(第36号様式)によりその旨を通知するとともに、補装具費支給券(第37号様式)を交付するものとする。

2 前項の場合において、区長は、補装具の販売事業者又は修理事業者(以下「補装具事業者」という。)に対し、補装具費支給券交付済通知書(第38号様式)によりその旨を通知する。

3 区長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要としない者でないと認めたときは、当該申請を行った者に対し、補装具費支給申請却下通知書(第39号様式)によりその旨を通知する。

(平18規則115・追加)

(補装具費の支給の辞退)

第22条 前条第1項に規定する通知書を受けた者(以下「補装具費支給対象障害者等」という。)は、当該者の事情等により、当該通知書に係る補装具費の支給を辞退するときは、補装具費支給辞退届(第40号様式)を区長に提出するものとする。

(平18規則115・追加)

(支給券の再交付)

第23条 補装具費支給対象障害者等は、補装具費支給券を汚し、損じ、又は失ったときは、補装具費支給券再交付申請書(第41号様式)により、区長に、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請には、補装具費支給券を汚し、又は損じたときは、併せて当該補装具費支給券を添えるものとする。

(平18規則115・追加)

(補装具の購入又は修理)

第24条 補装具費支給対象障害者等は、補装具事業者に、補装具費支給券を提示するとともに、当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具の購入又は修理に係る契約を締結した上で、補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせるものとする。

(平18規則115・追加)

(補装具費の支給の申請)

第25条 補装具費支給対象障害者等は、前条の規定により補装具事業者から補装具を購入し、又は補装具事業者に補装具の修理を行わせる場合は、当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を当該補装具事業者に支払うものとする。

2 補装具費支給対象障害者等は、前項の規定により補装具の購入又は修理に要した費用を支払った場合は、当該支払に係る領収書を添えて、当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具費支給券に記載された公費負担額の支給を区長に申請することができる。

(平18規則115・追加)

(代理受領による支給の申請)

第26条 補装具事業者は、補装具費支給対象障害者等が第24条の規定により補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせた場合において、当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具費支給券に記載された公費負担額の支給を、当該補装具費支給対象障害者等に代わり区長に申請するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該補装具費支給対象障害者等が、補装具を購入し、又は補装具の修理を受けたことを証する書類

- (2) 当該補装具費支給対象障害者等が、当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具費支給券に記載された利用者負担額を当該補装具事業者を支払ったことを証する書類
- (3) 当該補装具事業者が、区が補装具費支給対象障害者等に対して支給すべき当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具費支給券に記載された公費負担額の支給を、当該補装具費支給対象障害者等に代わり区長に申請することについて、当該補装具費支給対象障害者等が同意していることを証する書類

(平18規則115・追加)

(補装具費の支給)

第27条 区長は、第25条第2項又は前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、速やかに当該申請に係る支給を行うものとする。

(平18規則115・追加)

(支給決定の取消し)

第28条 区長は、次に掲げる場合に該当するときは、当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 補装具費支給対象障害者等が、虚偽の申請その他不正な手段により、補装具費の支給を受けたとき。
- (2) 補装具費支給対象障害者等が、第24条の規定により補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせる前に、区の区域内に住所を有しなくなったと認められるとき(当該補装具費支給対象障害者等が、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であるときを除く。)
- (3) その他区長が補装具費の支給を受ける必要がないと認める相当の理由があるとき。

2 区長は、前項の規定により補装具費の支給の決定を取り消したときは、同項の補装具費支給対象障害者等に対し、補装具費支給決定取消通知書(第42号様式)によりその旨を通知する。

(平18規則115・追加)

(関係帳簿)

第29条 区長は、補装具費支給申請決定簿(第43号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。

(平18規則115・追加)

(補則)

第30条 第20条から前条までに定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、

別に定める。

(平18規則115・追加)

第5章 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(平24規則62・追加)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請書)

第30条の2 省令第65条の9の2第1項に規定する申請書は、新宿区高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(第43号の2様式)とする。

(平24規則62・追加)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給の通知等)

第30条の3 区長は、法第76条の2第1項の規定により支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス等に要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び介護保険法(平成9年法律第123号)第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、新宿区高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(第43号の3様式)によりその旨を通知する。

2 区長は、前条の申請書の提出があった場合において、法第76条の2第1項の規定により当該申請書に係る支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス等に要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び介護保険法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が著しく高額でないときは、当該支給決定障害者等に対し、新宿区高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書によりその旨を通知する。

(平24規則62・追加)

第6章 地域生活支援事業

(平18規則115・追加、平24規則62・旧第5章繰下)

(地域生活支援事業の実施)

第31条 区長は、法第77条第1項及び第3項の規定により、次に掲げる事業を地域生活支援事業として行う。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業

- (5) 成年後見人育成事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 意思疎通支援者養成事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) その他事業

(平18規則115・追加、平19規則74・平24規則62・平25規則32・一部改正)

(理解促進研修・啓発事業)

第31条の2 区長は、法第77条第1項第1号に掲げる事業として、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業を行う。

(平25規則32・追加)

(自発的活動支援事業)

第31条の3 区長は、法第77条第1項第2号に掲げる事業として、障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業を行う。

(平25規則32・追加)

(相談支援事業)

第32条 区長は、法第77条第1項第3号に掲げる事業として、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを図るための事業を行う。

2 前項に規定する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業(居宅サポート事業)

(平18規則115・追加、平19規則74・平21規則8・平24規則62・平25規則32・一部改正)

(成年後見制度利用支援事業)

第32条の2 区長は、法第77条第1項第4号に掲げる事業として、障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者で成年後見制度の利用に要する費用に

ついて補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち省令第65条の10の2各号に掲げる費用の全部又は一部を支給する事業を行う。

(平24規則62・追加、平25規則32・一部改正)

(成年後見人育成事業)

第32条の3 区長は、法第77条第1項第5号に掲げる事業として、障害者に係る民法(明治29年法律第89号)に規定する後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業を行う。

(平25規則32・追加)

(意思疎通支援事業及び日常生活用具給付等事業)

第33条 区長は、法第77条第1項第6号に掲げる事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援し、意思疎通の円滑化を図るための事業
- (2) 重度の障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、又は貸与すること等により、当該障害者等の日常生活の便宜を供与し、その福祉の増進を図るための事業

(平18規則115・追加、平25規則32・一部改正)

(意思疎通支援者養成事業)

第33条の2 区長は、法第77条第1項第7号に掲げる事業として、意思疎通支援を行う者を養成する事業を行う。

(平25規則32・追加)

(移動支援事業)

第34条 区長は、法第77条第1項第8号に掲げる事業として、屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、当該障害者等の地域における自立した日常生活及び社会参加を促進するための事業を行う。

(平18規則115・追加、平25規則32・一部改正)

(地域活動支援センター事業)

第34条の2 区長は、法第77条第1項第9号に掲げる事業として、障害者等につき、地域活動支援センターその他の施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業を行う。

(平19規則74・追加、平25規則32・一部改正)

(その他事業)

第35条 区長は、法第77条第3項に規定する事業として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。

2 前項に規定する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 福祉ホーム事業
- (3) 心身障害者巡回入浴サービス事業
- (4) 緊急保護居室確保事業

(平18規則115・追加、平19規則74・平23規則68・平27規則32・一部改正)

(地域生活支援給付費の支給)

第36条 区長は、次に掲げる事業を利用した者に対し、別に定める額の100分の90に相当する額を、地域生活支援給付費として支給する。

- (1) 第33条第2号に掲げる事業
- (2) 第34条に規定する事業
- (3) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる事業

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業を利用した者に係る1か月当たりの当該事業の利用に要した費用の額(以下この項において「総費用額」という。)から同項の規定により算出された額を控除して得た額が、次条第1項に規定する上限額を超える場合は、前項の規定により支給される地域生活支援給付費は、総費用額から次条第1項に規定する上限額を控除して得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号又は第3号に掲げる事業を利用した者に係る1か月当たりの当該事業の利用に要した費用の額(以下この項において「総費用額」という。)から同項の規定により算出された額を控除して得た額が、次条第2項に規定する上限額を超える場合は、第1項の規定により支給される地域生活支援給付費は、総費用額から同条第2項に規定する上限額を控除して得た額とする。

4 区長は、第1項各号に掲げる事業を利用した者(以下この項及び次項において「利用者」という。)が、同項各号に掲げる事業を行う者(あらかじめ、区との間で、地域生活支援給付費に相当する額の支払を受けることに関する合意をしているものに限る。以下「事業者」という。)に支払うべき1か月当たりの当該事業の利用に要した費用の額について、地域生活支援給付費として当該利用者に支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当

該事業者に支払うことができる。

- 5 前項の規定による支払は、事業者が、あらかじめ、当該支払について、利用者の同意を得ているときに行うことができるものとする。

(平18規則115・追加、平27規則32・一部改正)

(負担上限月額)

第37条 前条第1項第1号に掲げる事業を利用した者に係る負担額は、政令第43条の3各号に掲げる額を上限とする。

2 前条第1項第2号又は第3号に掲げる事業を利用した者に係る負担額は、政令第17条各号に掲げる額を上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号又は第3号に掲げる事業を利用した者が、法第76条の2第1項に規定する障害福祉サービス若しくは介護給付等対象サービス又は区長が別に定める福祉サービスを併せて受けた場合における当該者に係る負担額は、次に掲げる額の合計額を基準として区長が別に定める方法により算定した額を上限とする。

- (1) 政令第43条の4第1項に規定する障害福祉サービスに要する費用の額から当該費用につき支給された同条第2項に規定する介護給付費等を控除して得た額
- (2) 政令第43条の4第1項に規定する居宅サービス等に要する費用の額から当該費用につき支給された同条第2項に規定する介護サービス費等を控除して得た額
- (3) 前条第3項に規定する総費用額から同条第1項の規定により算出された額を控除して得た額
- (4) 当該福祉サービスについて、前3号に準ずる方法として区長が別に定める方法により算定した額

(平18規則115・追加、平24規則62・平28規則39・一部改正)

(高額地域生活支援サービス費の支給)

第38条 区長は、第34条に規定する事業並びに第35条第2項第1号及び第2号に掲げる事業を利用した者が、法第76条の2第1項に規定する障害福祉サービス及び介護給付等対象サービスを受けた場合において、当該事業を利用した者に係る第1号に掲げる額が当該事業を利用した者に係る第2号に掲げる額を超えているときは、当該事業を利用した者に対し、高額地域生活支援サービス費を支給するものとする。

- (1) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる額の1か月当たりの合計額
- (2) 政令第43条の6各号に掲げる額

2 前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、同項第1号に掲げる

額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第3項第1号及び第2号に掲げる額の1か月当たりの合計額が第1項第2号に掲げる額を超える場合は、前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、同条第3項第3号に掲げる1か月当たりの額とする。

4 区長は、第1項に規定する事業を利用した者及び当該事業を利用した者と同一世帯に属する者で、同一の月に当該事業を利用したものが、法第76条の2第1項に規定する障害福祉サービス及び介護給付等対象サービスを受けた場合において、当該事業を利用した者及び当該事業を利用した者と同一世帯に属する者に係る1人当たりの第1号に掲げる額を合算した額が当該事業を利用した者及び当該事業を利用した者と同一世帯に属する者に係る第2号に掲げる額を超えているときは、当該事業を利用した者及び同一世帯に属する者に対し、高額地域生活支援サービス費を支給するものとする。

(1) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる額の1か月当たりの合計額

(2) 政令第43条の6各号に掲げる額

5 前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、1人当たりの同項第1号に掲げる額を合算した額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

6 前項の規定にかかわらず、1人当たりの前条第3項第1号及び第2号に掲げる額の1か月当たりの合計額を合算した額が第1項第2号に掲げる額を超える場合は、前項の規定により支給される高額地域生活支援サービス費の額は、1人当たりの同条第3項第3号に掲げる1か月当たりの額を合算した額とする。

(平18規則115・追加、平19規則74・平24規則62・平27規則32・平28規則39・一部改正)

(補則)

第39条 第31条から前条までに定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平18規則115・追加)

第7章 雑則

(平18規則115・旧第4章繰下、平24規則62・旧第6章繰下)

第40条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平18規則115・旧第20条繰下、平19規則74・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(新宿区障害者自立支援法附則第24条の規定により行う準備行為に関する規則の廃止)

2 新宿区障害者自立支援法附則第24条の規定により行う準備行為に関する規則(平成18年新宿区規則第3号)は、廃止する。

附 則(平成18年9月29日規則第115号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(新宿区障害者自立支援法附則第24条の規定により行う準備行為に関する規則の廃止)

2 新宿区障害者自立支援法附則第24条の規定により行う準備行為に関する規則(平成18年新宿区規則第78号)は、廃止する。

(経過措置)

3 区長は、第35条に規定する事業として、同条第2項各号に掲げるもののほか、平成19年3月31日までの間、次に掲げる事業を行う。

(1) 経過的デイサービス事業

(2) 地域活動支援センター事業

4 第36条、第37条第2項及び第38条の規定は、前項第1号に掲げる事業について準用する。

5 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区障害者自立支援法施行規則の様式の規定により作成した用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成19年1月31日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月15日規則第12号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の新宿区障害者自立支援法施行規則第5条第2項の規定により交付されている障害福祉サービス受給者証のうち、社会福祉法人等による軽減措置の適用の欄に記載がないものは、当該障害福祉サービス受給者証が更新され、又は変更されるまでの間、なお使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規則第74号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の新宿区障害者自立支援法施行規則第35条第2項第3号及び第38条の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年7月12日規則第93号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区障害者自立支援法施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成19年7月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に使用されているこの規則による改正前の新宿区障害者自立支援法施行規則第1号様式、第8号様式又は第26号様式による書類は、それぞれ改正後の規則第1号様式、第8号様式又は第26号様式によるものとみなす。

附 則(平成19年9月28日規則第113号)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新宿区障害者自立支援法施行規則第15号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成20年6月13日規則第88号)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第1号様式による申請書の提出は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成20年10月10日規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月30日規則第4号)抄

- 1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日規則第63号)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第1号様式による申請書の提出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成22年3月15日規則第14号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第1号様式による申請書の提出は、この規則の施行の日前にお

いても行うことができる。

附 則(平成23年9月30日規則第68号)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1条中新宿区障害者自立支援法施行規則第35条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の新宿区障害者自立支援法施行規則第12号様式、第13号様式、第15号様式、第17号様式、第20号様式、第23号様式、第24号様式、第26号様式、第32号様式、第33号様式、第35号様式、第36号様式及び第38号様式から第42号様式まで、第2条の規定による改正前の新宿区児童福祉法施行規則第4号様式、第5号様式、第11号様式及び第13号様式並びに第6条の規定による改正前の新宿区障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する規則第11号様式及び第12号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成24年3月30日規則第62号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第3号様式、第10号様式、第24号様式及び第25号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成25年3月29日規則第32号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の新宿区障害者自立支援法施行規則第1号様式、第2号様式、第7号の3様式、第8号様式及び第35号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成25年3月29日規則第35号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の新宿区障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律施行規則第1号様式、第3号様式から第5号様式まで、第8号様式、第8号の2様式、第14号様式、第14号の2様式及び第35号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成26年9月1日規則第49号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(1)から(3)まで 略

- (4) 第2条の規定による改正前の新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第1号様式、第8号様式及び第26号様式の規定により作成した用紙

附 則(平成27年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6章の規定は、この規則の施行の日以後に行われる地域生活支援事業について適用し、同日前に行われた地域生活支援事業については、なお従前の例による。
(新宿区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する規則の一部改正)

- 3 新宿区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する規則(平成19年新宿区規則第82号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年12月28日規則第105号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の第1号様式、第8号様式、第15号様式、第20号様式、第24号様式、第25号の7様式、第25号の10様式、第25号の11様式、第26号様式、第32号様式、第

33号様式、第35号様式及び第43号の2様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式、第4号様式、第7号様式、第8号の2様式から第10号様式まで、第13号様式、第16号様式、第19号様式、第21号様式、第22号様式、第25号の4様式、第25号の6様式から第25号の9様式まで、第25号の12様式、第27号様式、第29号様式から第31号様式まで、第34号様式、第36号様式、第39号様式、第42号様式及び第43号の3様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。